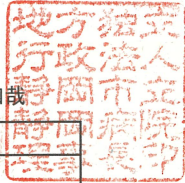


入札公告

建設工事の制限付一般競争入札を下記のとおり行う。

令和8年10月30日

地方独立行政法人 静岡市立静岡病院 理事長 小野寺 知哉



入札番号	第1号	
工事名	令和8年度 建施設第7号 ICU改修工事	
工事場所	静岡市 葵区 追手町 地内	
工事種別	建築一式工事	
工事概要	設計図書のとおり	
完成予定工期	令和9年12月1日から令和9年11月30日まで	
予定価格	事後公表	
最低制限価格	有り	
事前審査型	本入札の参加希望者は、入札参加資格申請書及び入札参加資格確認資料を作成のうえ、書面で静岡病院 施設課窓口へ提出すること。入札参加資格の有無は下記のとおり書面にて通知する。 入札は予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低制限価格以上で最低価格を以って有効な入札を行った者を落札者とする。	
入札参加要件	次に掲げる条件をすべて満たしている者	
企業	建築工事に係る資格認定等	令和7・8年度において、静岡市が発注する建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示(平成17年静岡市告示第43号)に基づく資格の認定を受けていること。 ② 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可を受けていること。
	会社の完成実績	平成29年度以降、この公告の日までに、病院(一般病床 400床以上)の改修床面積300㎡以上の工事①で、居ながら改修工事または、居ながら改修工事を含む工事の元請としての完成実績(共同企業方式にあっては、出資比率20%以上の構成員として完成実績)があること。
	その他	① 静岡市内に本社、本店等の建設業法に規定する主たる営業所を有していること。 ② 上記のほか、入札に参加する者に必要な資格については、入札説明書のとおり。
	技術者の資格等	入札書提出の日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にある主任技術者(下請代金の額の総額が6,000万円以上の場合は監理技術者)を配置(請負代金額が7,000万円以上の場合は専任)できること。(技術者の雇用を証明する書類(健康保険証の写し等)を添付すること。)
現場代理人兼任の可否(他工事の現場代理人との兼任)		否
設計図書等の配布		公告日から令和8年11月6日(金)までの、午前9時から12時および午後1時から5時まで静岡病院 施設課にて無償で配布する。 【問合せ先】静岡病院 北館3階 施設課 電話:(054)253-3125(代)
入札参加資格の確認	① 提出期間	公告日から令和8年11月6日(金)までの期間 午前:9時から12時まで 午後:1時から5時まで
	② 提出書類	ア 入札参加資格確認申請書 イ 配置予定技術者の資格調書(技術者の雇用を証明する書類(健康保険証の写し等)) ウ 同種工事の完成実績表(工事実績情報サービス(CORINS)、建設工事検査合格通知書等) エ 460円分の切手を貼付した返信用封筒(定型郵便物扱いとなる封筒)
	③ 提出方法	上記①の提出期間に②の提出書類各1部を書面で静岡病院 施設課窓口へ提出すること。
	④ 入札参加資格の通知	入札参加資格の有無は令和8年11月17日(火)までにその結果を書面で通知する。 入札参加資格が無いと認められた者は、次に掲げるところにより、その理由の説明を求めることができる。 ・請求期限 令和8年11月18日(水)午後5時まで ・請求方法 書面で静岡病院 施設課窓口へ請求する ・回答期限 令和8年11月20日(金)正午まで

静岡病院ホームページ 「入札情報」に掲載する書類	入札参加資格確認申請書、配置予定技術者調書、同種工事の完成実績表、設計図書に係る質問回答書、入札書、工事費内訳書、委任状、辞退届
設計図書に対する質問 及び回答	① 質問書の提出期間 公告日から令和8年11月10日(火)までの期間(土・日・祝日を除く) 午前:9時から12時まで 午後:1時から5時まで
	② 質問書の提出方法等 上記①の提出期間に設計図書に係る質問回答書に質問事項を記載し、書面で静岡病院 施設課窓口へ提出すること。
	③ 質問への回答期限 令和8年11月12日(木)正午まで 設計図書に係る質問回答書は 静岡市立静岡病院ホームページ「入札情報」に掲載するとともに、静岡病院 施設課窓口にて閲覧に供する。
入 札 執 行 日 時	① 日 時 令和8年11月24日(火)午後2時00分から ② 場 所 静岡病院 東館12階 B会議室
入 札 保 証 金	免除
落 札 者 の 決 定 方 法	入札説明書「6 落札者の決定方法」に記載のとおり
入 札 の 無 効	この公告に示した入札参加要件を満たさない者及び虚偽の申請をした者の行った入札並びに入札心得に示した条件その他の入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 なお、入札参加資格を有するものと認められた者であっても、当該確認の後に入札に参加する者に必要な資格を失った者の行った当該入札は、入札に参加する資格のない者が行った入札とみなして無効の扱いとする。
契 約 の 保 証	請負代金額が500万円以上の場合には、請負代金額の10分の1以上の額とする。
前 金 払 及 び 中 間 前 金 払	① 前払金は、請負代金額が500万円以上の場合には、請負代金額の10分の4以内の額(万円未満切捨て)を請求することができる。ただし、実際の支払いについては、特に定めた契約条件がある場合はそれによる。 ② 中間前払金は、一定の要件を満たしている場合には、請負代金額の10分の2以内の額(万円未満切捨て)を請求することができる。ただし、実際の支払いについては、特に定めた契約条件がある場合はそれによる。
そ の 他	当該業務は複数年度契約であるため、翌年度予算が成立した場合に効力を生じる契約である。